

令和7年10月20日

各部課等の長 様

総 務 部 長

令和8年度予算編成方針について

1.経済情勢等

内閣府が9月9日に発表した令和7年4～6月期の実質国内総生産(GDP)は、前期比 0.5%、年率換算で 2.2%の増となり、緩やかな回復基調を維持している状況である。また、令和7年9月の月例経済報告においても、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とした上で、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」との認識が示されている。

2.国政の動向等

国は、6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2025」いわゆる「骨太の方針」において、当面の経済財政運営について、米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員するとしている。

また、令和8年度の予算編成は、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とすることとした。

これを踏まえ、8月8日に閣議了解された「令和8年度予算の概算要求について」では、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向を適切に反映するよう求めている。一方、年金・医療等に係る経費は、予算編成過程で高齢化

による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応（「基本方針2025」）に相当する増加分を加算、義務的経費のうち人件費については、人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応することとしている。加えて、政局の不安定要素や揮発油税の暫定税率の動向などの地方への影響も留意する必要がある。

このような中、国の概算要求は8月末に締め切られた。一般会計の要求額は122兆4,454億円と、これまでの最高額である令和7年度の117兆6,059億円を上回る過去最大の水準となり、概算要求額が初めて120兆円を超えた。重要政策では要求時点で金額を示さない「事項要求」も多く、歳出規模の拡大が懸念される。

また、6月末時点の国の借金は1,332兆1,872億円で、過去最大を更新したと発表された。骨太の指針には、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すとしているが、現下の状況を鑑みると、達成への道のりは厳しい状況である。

3.本市の財政状況等

令和6年度の一般会計決算は、実質収支が12億2,500万円の黒字となった。財政調整基金へ6億5,000万円を積み立てる一方で、同額を取り崩すことで前年度並みの収支を確保したものであり、依然として厳しい財政状況である。

基幹収入である市税は、全体で、前年比700万円の増とほぼ前年度並みとなっている。個人市民税が、定額減税により1億7,100万円の減収となったものの、景気の回復基調による法人市民税の増収に伴い前年度並みの決算を確保したものである。普通交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は、地方財政計画の歳入歳出ギャップが広がり、臨時財政対策債が9,300万円の減となったものの、普通交付税が1億2,200万円の増と上回り、全体では2,800万円の増収となっている。しかし、普通交付税の中には、令和7・8年度の臨時財政対策債償還費前倒し分として追加交付された臨時財政対策債償還基金費が1億1,300万円含まれており、実質的には減収となっているため、歳入環境が改善しているとは言い難い状況である。

歳出は、既往債の償還が着実に進み、公債費の減少基調は続いてきたが、北竜台学園整備など大型事業の財源として市債を活用しているため、増加要因が発生している。扶助費は、臨時的要因の物価高騰対応給付金事業の実施により、また、経常経費でも児童手当支給事業の制度改正などにより増加した。人件費は、人事院勧告による給与改定や会計年度任用職員への勤勉手当支給開始を主な要因として、職員給与費・会計年度任用職員給与費ともに増加している。物件費は、道路台帳図デジタル化事業の実施、5種混合ワクチン接種の開始やHPVワクチンのキャッチアップ接種などによる小児定期予防接種事業の増などの影響から増加している。

「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」で示す指標の経常収支比率は、地方消費税交付金や普通交付税の増収などから、92.6%と前年度比で0.3%改善しているものの、依然として目標値である90%以下は達成していない状況である。

賃上げや物価高騰の影響から、人件費や物件費といった経常経費は増加している反面、それらに充当する依存財源である実質的な普通交付税が増加したことで、比率は改善している。しかしながら、市税を中心とした自主財源の確保や経常経費の抜本的見直しなどによる自立した改善とは言い難いものである。

今後の見通しであるが、歳入では、賃上げによる個人市民税所得割や景気の回復基調による法人税割など、市民税収入は増加傾向にあるものの、経済情勢は不確実性が高く、継続的に増収を見込むことは難しい状況である。普通交付税についても、税収の増加は交付税算定額の減少要因ともなることから大幅な増加は見込めず、歳入環境の悪化も懸念される。

一方で歳出は、少子高齢化の進展により、社会保障関係費の自然増が避けられない状況である。また、北竜台学園義務教育学校整備事業、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業といった大型建設事業の実施、公共施設等の老朽化対策、自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行による運用経費の増加など、様々な財政需要への対応が求められる。更に、原材料価格や労務単価の上昇、物価高騰に伴う燃料費、光熱費などの経常経費の増加が依然として続き、厳しい財政状況が続く見通しである。

4. 令和8年度の予算編成の進め方

このような状況の中、令和8年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、「令和8年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1) 本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に掲げる将来に向けた本市のあるべき姿「Creation-ともに創るまち」を念頭に、主要事業アクションプランに位置付ける事業を着実に進めること。ただし、限られた財源を効率的・効果的に活用すること、並びに厳しい財政状況であることに留意し、各種事業の成果検証を行い、その必要性、費用対効果等を整理した上で、より質の高い予算要求とすること。

(2) 義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準を維持できるよう費用対効果を把握するとともに、市民ニーズの変化なども踏まえ、これまで以上に事業の目的や必要性、効果を再検証し、事業の縮小・統合も含めより効果的・効率的な事業手法への見直しを行うこと。なお、労務単価の上昇、物価高騰下での調達価格の高止まり等、厳しい経済情勢の中での予算要求となることを鑑み、令和8年度においても、枠配分や上限枠（シーリング）の設定を見送ることとする。しかしながら、厳しい財政状況であることを念頭に置き、各部等の長を中心として、改めて既存事業の中止・縮小・統合を積極的に行い、優先順位付けを行うとともに、

一般財源ベースで前年度当初予算以内となるよう努めること。また、社会保障関係費等における、「自然増」「当然増」は安易に見積もることなく、抑制に努めること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「ソフト事業」「インフラ・公共施設整備等」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)のみ予算要求をできるものとし、予算計上が確約されたものではないことに留意されたいこと。

なお、概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選すること。

(4) 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保される事業とし、単独事業にあっては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限ること。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.令和8年度の予算編成の留意事項

(1) 財政運営影響額の試算等の義務付け

「財政運営の基本指針等に関する条例第19条で、総事業費が公共施設(庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物)で1億円以上、社会基盤施設(道路、河川、橋りょう、下水道、公園など)で2億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果(向こう30年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けているので留意すること。

(2) 公共施設の管理の最適化

条例第9条においては、公共施設により提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設等総合管理計画に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留まらない新たな活用策、高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は、財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税など

により広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを享受することは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ、引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初めて確保されるという視点から、受益者負担の適正化について精査するとともに、適正な債権管理に努めること。

（４）その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあっては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあっては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに、本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが、令和8年度は、龍ヶ崎みらい創造ビジョンに掲げる取組を着実に進めるため、アクションプランに位置付ける主要事業、充実・拡充を図る分野に関連する事業を推進していく。更に、建設事業では北竜台学園義務教育学校整備が最終年度を迎えるほか、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業は、当面多額の事業費が見込まれるなど、大型建設事業の実施による歳出圧力の高まりが懸念される。一方で、基幹収入である市税については、継続的な増収を見通すことは難しく、地方交付税など依存財源についても国による地方対策に左右される側面があることを踏まえると、歳入環境の悪化が懸念される。歳出においても、物価高騰対策や少子高齢化対策、公共施設の老朽化対応など、歳出圧力が高まり、非常に厳しい予算編成となることが想定される。各部課等の長を中心に、関係各課等と横断的に連携・調整し、各種事務事業を厳選・精査し、事業を行う上で真に市民のために必要となる予算を計上されたい。